

「ココカラプラスフェス 2019」 委託業務仕様書

1 委託業務

- (1) 催事名：「ココカラプラスフェス
～ココロとカラダにいいこと見つかる体感型イベント～」
- (2) 日 時：2019年12月15日（日）10：00～18：00
- (3) 会 場：北谷公園屋内運動場（北谷ドーム）
- (4) 主 催：公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団

2 ターゲット層

若者層をメインターゲットとする。目標集客数は3,000人程度とする。

3 委託業務の期間

契約締結の日から2020年2月末日

4 委託業務の内容

- (1) 本イベントの進行、演出、運営管理を行うこと。
- (2) ブース及びステージ等を設けること（ステージは簡易なもので可）。また提案においては下記の点に留意するものとし、集客の要となるメインコンテンツを必ず設定すること。

○ブースについて

健康に関連する参加者体験型のブースを設けること。また、下記の点に留意すること。

- ①ブースの配置については、会場を任意のテーマ・ジャンルごとに分けてゾーニングしレイアウトを構成すること。また、下記のテーマ（ゾーニング）は必須とする。

ア.スポーツ・フィットネス

県内のスポーツジム等による体験ブース（最新のトレーニング機器やフィットネス体験等）を複数設置すること。

イ.測定コーナー（体組成測定や、アルコール体質検査等）

- ②フィットネス、食、アクティビティ、ダイエット等様々な要素を取り入れた柔軟な提案を行うこと。

また、古典的、常套的なコンテンツではなく、新鋭的（例えばVR、AR等の最新技術の活用）でアミューズメント性や話題性、集客力のある内容を盛り込むこと。

- ③イベント全体を通して、物販及び販促も可能とする。

- ④飲食物の提供、販売は必須とし、全て屋外に設置することとする（屋内は火気、飲食厳禁）。ターゲット層の属性を踏まえ、キッチンカーやオーガニックカフェ等、健康的な要素を持ちつつ集客にも貢献するような効果的

な提案を行うこと。

また、テント付きの飲食スペース（テーブル、イスの設置を含む）をセッティングすること。

⑤販売物や出展業者については、本事業の趣旨や目的を踏まえ適切に選定すること。また、簡易営業許可等の許認可を必ず得ておくこと。

⑥本イベントは商業的な催事ではなく、あくまで公益的な目的であることに留意すること。

⑦抽選会を実施すること。

⑧ブース出展者から、来場者特典や抽選会用景品類の協賛などを募るよう努力すること。

⑨アルコール類の提供は禁止する。

⑩入口付近に総合受付、事業団ブース、アンケート記入テーブルを設けること。

※事業団ブースについては会議用テーブル 10 台分程度のスペースを確保すること。

○ステージについて

会場にステージを設け、ステージイベントを行うこと。企画提案を行う上では、下記の点に留意すること。

①参加者体験型のプログラムを設定すること。

②単なる出し物、人寄せのプログラムではなく、参加者にメリットを提供するプログラムを設定すること。

例：国内外で流行している最新フィットネスの実演、体験会

③タレント、著名人等の出演がある場合、知名度、話題性のみによる人選とならないよう注意すること。

(3) 会場設営、撤去等を行うこと。

設営日：2019年12月14日（土） 9：00～22：00

撤去日：2019年12月15日（日） 18：00～22：00

(4) 準備から開催までのスケジュール調整及び関係者との連絡調整等の業務を行うこと。

(5) 広報、宣伝活動を行うこと。

①広報、宣伝については、集客目標数を達成できるように各種メディアを活用し効率的に行うこと。

②本イベント広報用の公式 SNS を制作・運営すること。

③当日用パンフレット（プログラム&会場配置図入り 3,500 部程度）のほか、必要に応じて事前広報用のチラシ、ポスター等の制作・配布を行うこと。

④開催を告知するアドバルーン掲揚すること。（イベント当日）

⑤各種マスメディアへの取材依頼及びイベント当日の取材対応を行うこと。

(6) 当日用看板を制作・設置すること。

(7) イベントの開催を周知する看板、のぼり等を作成し、来場者の誘導のため北谷公園内外に設置すること。

- (8) 救護班（医師または看護師）を配置すること。
- (9) 記録写真を撮影すること。（全ブース、ステージイベント含む。）
- (10) 来場者数、年代をカウントすること。（なるべく実数に近い形でカウントを行うこと。）
- (11) 駐車場ゲート（2か所）に駐車場係を配置すること。（設営日を含む）
- (12) イベント開催中のリスクに備える保険（来場者用傷害保険など）へ加入すること。
- (13) ごみ箱の設置や、イベント終了後のごみの処分を行うこと。
- (14) 屋外に来場者用の洋式簡易水洗トイレ（手洗い場を含む）を設置すること。また、会場内男子トイレにパテーションを設置し、個室の一部を女子トイレとして運用する。
- (15) 汚水、廃水の処理を行うこと。（本会場には排水設備がないため、現場での排水は不可）
- (16) 本イベントの効果を把握するため来場者のアンケート調査を行うこと。また、当該アンケート調査を円滑に実施するため、協力者への粗品を準備すること。アンケートの回収数は300以上を想定する。
- (17) 報告書は、事業の内容や入場者数、記録写真、アンケート調査結果をまとめたものを作成し、紙（A4、縦、カラー印刷）で3部、電子媒体で1部提出すること。

5 委託金額

8,500,000 円以内で企画提案を行うものとする。

注1) 消費税込み

注2) 企画運営費用については、すべて委託料に含む。

注3) 会場使用料及び空調代については事業団側で負担するが、それ以外の備品や発電機等の使用料、借用料は委託料に含む。

6 再委託等の制限

受託者は、受託者が行う業務の全て、あるいは大部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

7 その他

- (1) 採用された企画については、採用後、決定した業者と協議の上、内容を変更することがある。
- (2) 運営に当たっては法令を遵守し、各種許認可等の必要な企画に関しては事前に必ず許認可を得ておくこと。
- (3) 会場借用料及び空調使用料以外にかかる費用（備品借用費など）は、全て委託料に含むものとする。ただし、主催者側で一義的に負担すべきと判断される経費についてはその限りでない。
- (4) 当該イベントの実施に起因する会場内構造物の破損や汚れ等については

受託者が現状回復を行うこと。

- (5) 受託者は、本業務の履行にあたり自己の責めに帰すべき事由により委託者、もしくは来場者その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、契約締結後すみやかに本業務の実施計画、工程表及び体制図を提出し、委託者の承認を得ること。なお、体制図には協力会社を含めた実施体制を明示すること。
- (7) 本業務委託料にかかる支出について、帳簿及び証拠書類を当該業務終了の年度から起算して5年間整備保管しておくこと。また、受託者は必要に応じて委託者からのこれらの証拠書類の提出、開示請求に応じること。
- (8) 本仕様書及び実施要領等に定めのない事項は委託者と受託者の協議により決定する。